

食物アレルギー事故防止対策に関する意見書

調布市において発生した食物アレルギーによる児童の死亡事故（2012年12月）は全国の保護者、児童・生徒に大きな衝撃を与えた。調布市では、事故発生の経緯や原因の特定など事故の検証を行い、食物アレルギー事故再発防止検討委員会を設置し、同検討委員会の「報告書」に基づき、献立等に関する基本的な考え方、教職員等による研修、給食調理室の改善、安全衛生活動の充実、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に沿った対応など再発防止に全力を挙げている。全国の市区町村は、調布市に学び、事故防止に向けた具体的な取り組みに全力を挙げている。

2013年度の文部科学省の調査によれば、公立小・中・高等学校が把握する食物アレルギーがある児童・生徒は、全国で45万人を超え、4.5%に及んでおり、2004年時の1.7倍と非常に増加していることが明らかになった。このうち診断書などで確認された児童・生徒は21.4%である。本市が把握している児童・生徒は213人にも上る。また、保育所におけるアレルギー有病率が5%を上回っていると言われている。本市においては保育園在園児69人（5.1%）にアレルギー対応をしている。

早急な防止対策の具体化が必要であるにもかかわらず、しかし、財源は当該自治体の負担になっているため、事故防止の主体となる市区町村に対する国及び東京都の支援は十分とは言えないのが現状である。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 学校、保育所等における食物アレルギー事故防止に向け、関係者による協議会を設置すること。
- 2 嘱託医及び担当職員を対象とした研修会を実施すること。
- 3 児童・生徒への教育、保護者への啓発活動を強化すること。
- 4 医療機関との連携を強めること。
- 5 給食施設の改善・整備や運用体制の充実など、市区町村が実施する積極的な取り組みに対し技術的・財政的な支援策を講じること。
- 6 関係法令を整備すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明